

唐の部曲客女身分に関する一考察

——ペリオ漢文文書3608号の理解にむけて——

山 根 清 志

はじめに

唐における良賤制と在地の身分的諸関係について先に私は論ずる機会があった。⁽¹⁾ その際、論及すべくして論及しなかったものにペリオ漢文文書3608号の則天時代の書写にかかる律断簡の問題がある。其の文書についてはすでに幾人かの先学が取り扱われ、位置づけ・解釈などをめぐって説が分れているという困難な状況があるが、さきの拙稿との関りからも鄙見を述べておく必要を感じ、ここで、一つの論点に集約するかたちで考えていることの素描を行なってみたいと思う。その論点とは、唐の良賤制支配のなかにおける、部曲客女⁽²⁾の身分的機能の推移如何、ということである。

I 良賤制における部曲客女の占める位置

1 部曲客女身分の成立とその補填のなされかた

私的奴隷制の一定の発展に規定された魏晉南北朝期における「奴婢」「部曲・衣食客」制の史的展開。これらを規定づけた奴隷制を「克服」しようとして成立するのが隋唐良賤制であり、其の過程はそれまでの「部曲・衣食客」にたいする独自の二次的かつ国家的再規定のもとに成る部曲客女身分の出現により実現されえた。隋唐良賤制に固有な部曲客女の来源の一系列は、成立史的にみてそもそもはこのところにあった。其の祖型は現存史料中もっとも早いものとしては北周末建德6年月詔においてうかがわれ、⁽³⁾ 隋を経て唐に入った後ちこうした系列の延長線上に位置づけられるのが、夙に指摘されているように、⁽⁴⁾ 自贖免賤，本主不留為部曲者，任其所樂，とある唐戸令復原第43条⁽⁵⁾ などである。即ち律令的権力の良人支配を基本とする政策が当然、積極的に推進しよう

とした放賤為良の過程において、国家と私的奴婢所有者の間での一つの妥協形態として現れる、私奴婢からの不徹底な「放」の結果たる部曲客女の発生の仕方、これである。

無論、部曲客女の発生のみちすじはこれに尽きるものではなくこの他にも、当色婚の原則下での部曲客女の合法的通婚形態の中にも求められようし（唐戸令復原第39、44条）、原則をおかしての違法ないくつかのケースにも存在した（同46、47条など）。但しこれらの場合には、部曲客女の新たな発生対象はいずれも所生の子にある。

如上の部曲客女の来源とそれへの継続的な補填のなされ方は、史料的にみても看取しやすく従来も広く認識されてきたところである。私が注意したいのは恐らくはもう一つの系列、即ち良人から賤人への転落のかたちをとっての、然も時としては半ば国家公認の下でのみちすじは存在しないのかということである。違法な形のものでなら、凡人を略し略売して部曲と為すこと、良人を妄認して部曲と為すこと、良人を錯認して部曲と為すことなどの禁止規定が律にあるから、例えば良人を略し略売することで部曲客女が事実として発生しえたこともわかるが、今は、時としては半ば国家公認の下で良人から部曲客女が発生しえたのかどうかを問題にしたい。槩に唐法では良人を奴婢として売却したり部曲客女とすることは一般的に厳禁されている。にも拘らず少なくとも部曲客女に関して例外はありえなかったのであろうか。⁶³ 唐律疏議卷12戸婚上「養子捨去」には「即養異姓男者徒一年。与者笞五十。其遺棄小兒，年三歳以下，雖異姓聽收養，即從其姓。」⁶⁴といい、疏文に「異姓之男，本非族類，違法收養，故徒一年。……其小兒年三歳以下，本生父母遺棄，若不聽收養，即性命將絶，故雖異姓，仍聽收養，即從其姓。如是父母遺失，於後來讞認，合還本生失兒之家，量酬乳哺之直。」という。「如し是れ父母の遺失して，後來に於いて讞認するは，本生失兒の家に還し，乳哺の直を量酬せしむべし」というばあい，後來に於いて讞認するなどという機会が実際にどの程度ありえたかは疑わしく，そうした機会のない場合どうなったのであろう。また，王元亮の釈文にも「自幼無歸，投身衣飯，其主以奴畜之，及其長成，因娶妻。此等之人，隨主屬貫，又

別無戸籍。若此之類，各為部曲。」とあるが，本条にいうような本生父母の遺棄に発し異姓の家に収養される三歳以下の小児が，単に実態的にはどうなるという以上に法の個別的運用という視点を導入してみると，どんな場合にも常に，収養された時点から後にも国家により絶対的に良人であると認識され，事実「籍・帳」上もそのように記載・把握されていたかどうかは疑問であろう。⁽⁸⁾

けだし「其れ小児三歳以下の，本生の父母が遺棄せるは，若し収養するを聴さざれば，即ち性命將に絶えんとす」という情況の特殊性をより重視すべきではなからうか。動もすると法（律令）の原則をただ一般的に繰り返しがちな現存史料によっては，事実上公認されたなかで良人が部曲客女へと没落していく過程を直接・詳細に跡付けることは困難のようにみえる。が，検討の対象となしうるものに前の唐律疏議「養子捨去」条と並んでしばしば引用される旧唐書巻5 高宗本紀の咸亨元年・4年の兩記事がある。「是の歳，天下の四十余州に旱及び霜虫あり，百姓飢乏し，關中尤も甚し」とある咸亨元年冬十月に，

癸酉，大雪，平地三尺余，行人凍死者贈帛給棺木。令雍同華州貧窶之家，有年十五已下不能存活者，聽一切任人収養為男女充驅使，皆不得將為奴婢。

とあり，同じく4年春正月に，

甲午詔，咸亨初収養為男女及⁽⁹⁾驅使者，聽量酬衣食之直，放還本処。

とあるのがそうである。咸亨4年詔の中の「咸亨初」とはもちろん元年のことであり，4年詔は元年に実施された一時の便法を承けてそれに対する事後処理の仕方を命令したものである。又，そもそもこのような一時の便法が必要とされているのには同年の大規模な旱及び霜虫とそれより結果した絶対的飢饉が惹起する15才以下の者は到底存活しえないであろうと権力者に判断させるような情況が前提にある。その意味では，平常時にはあれ本生父母による遺棄が「若不聴収養，即性命將絶」の情況を惹起すると判断されるが故に，三歳以下小児にかぎり異姓と雖も仍お収養するを聴とした前掲の唐律疏議「養子捨去」条と極めて類似の点がある。全唐文巻72文宗の拯卹疾疫詔には「其有一家長大者皆死，所余孫稚，十二至襁褓者，不能自活必至夭傷。長吏勸其近親収養，仍官中給兩月糧，亦具數聞奏。」とあり，12才以下が条件となっている。

そしてこうした異常事態への対応の中では、時として国家は「如父母無資、而自安於富家、不厭為賤者、亦聽。」⁽¹⁾ とて良人の奴婢への転落を公認することすらありえたのである。

とすればここで着目すべき点は、先づ咸亨元年の記載にみえる「一切任^{きま}に人の収養し男女と為して驅使に充てるを聴す」ということが唐の社会ではどのような実態の意味をもっていたのか。次にはその際に対象となった「年十五已下の存活すること能わざる者」の存在状態の変化に対して国家はどのような身分規制を加えようとしたのか、の二点である。

最初の点については、「聴一切任人収養為男女充驅使」のすぐ後に「皆不得將為奴婢」とて文を終わっているのが注目される。一切任に人の収養し男女と為して驅使に充てるとは、公権をして良人維持の国家意志を何よりもこうした表現形態をとって命令せしめるような、即ち放置しておけば無限に奴隷そのものであるような社会的存在へと落し込むことを、実態的に意味していたと考えざるをえない。次に第二の点についてみるなら、一つには咸亨元年の記載で「皆な將て奴婢と為すを得ざれ」とはあるが、部曲客女と為すを得ざれとは言っていないことが重要であろう。身分の上下からいって部曲客女を含む賤人一般をここでの奴婢の語に含意させていたとは到底考え難い。二つには咸亨4年詔に「聴量酬衣食之直、放還本処。」とあって放字が用いられており、他の用い方がなくはないから断言はできないが、本処に放還される対象が既に良人とは異なる賤身分（部曲客女）への転落を公認されていたのではないかとの疑を懐かせるに足りる。斯く言えば、そうはいっても記載には部曲客女と為すを聴すとも明言しておらず、寧ろ「男女と為し云々」などとあるのだから、やはり部曲客女と為すことも禁じていたのだ、との反論がありうる。この種の反論の論証的消極さはさて置き、それに対しては私は、ここにみる詔勅が、一般的な法理としては前掲の律「養子捨去」条での条文内容と深い関係下にあり、従ってそれにひきずられるかたちで、こうした異常事態に対する特殊具体的な命令のなかにも、一部分に単なる一般原則的表現を残しているものと思う。その点で「男女と為し云々」にはさほど重い意味が存在せず、却って「驅使に充て

る」という点、「皆不得將為奴婢」とあって然も部曲客女と為すを得ざれとはない点、何故か「放還」とある点、などにこそ眼目が存在するものと考えておきたい。冊府元龜卷42帝王部仁慈の同じく咸亨4年正月詔には「咸亨初，百姓遺棄，男女有収養及驅使者，聽量酬衣食之直，放還本家。」とみえて「男女と為し云々」のニュアンスは既にして稀薄である。さらに三つには，唐を通観するとき，常法たる律令以外にも是迄にみてきたような異常時で，良人の奴婢化の禁は繰り返し詔勅等をもって反復公布されるが，良人の部曲客女化の禁は何故か一例も見出しえないことである。そして最後に，咸亨4年詔にいう「聽量酬衣食之直，放還本処。」が何よりも唐戸令復原第45条にある「轉易部曲事人，聽量酬衣食之直，」の規定を髣髴させるということである。浜口重国氏はここにある「一切任に人の収養し男女と為して驅使に充てるを聽」されたものが「良人たる身分のままであるのは疑いないのである」⁽¹¹⁾と断言されるが，上述のような四点が良人身分説からより積極的に解釈されえないかぎり，同氏の見解には従いかねるように思う。

かくして私は，常にとはいわないまでも，飢饉・疾疫等をもって百姓の生存そのものに極限的な危機が到来したような場合，少なくともその個体としての存続のみは確保するという第一義性から余儀なくされた半ば国家の公認下に，私家の収養による良人の部曲客女化が行われ，咸亨4年詔に「聽量酬衣食之直，放還本処。」とて聴字の用いられていることなどからも，一旦そうして成った部曲客女は事態の回復後にあっても多くは本拠に放還されずに終わったのではないかと考えるものである。但しこの場合においても，良が賤の最も賤たる奴婢身分へと一挙に転落するのは禁ずることでもって，良賤制的支配原則の枢要は最低限堅持することがなされているのである。既に部曲客女の身分的機能の一つが奴婢を良人への「放」過程の過渡形態に上昇せしめることにあったのとは対照的に，他の一つの機能は良人を奴婢への転落過程の中で寧ろ良人身分との絆を確保しつつ（例えば部曲客女は姓を有するし，良と並んで法上「部曲は資財を有つ合き」であるし，部曲は良人女性との通婚をも為しえた）その過渡形態において存続せしめ且つ確保することにあつた，からだと思われ

る。

2 部曲客女のもつ「抽象的」側面

ところで唐社会には部曲客女身分はどのような位置を占めていたのであろうか。

まず想起されねばならないのは部曲客女に關説した現存諸史料の特異な存在状態であろう。というのは、律にあれば頻繁に規定がみえる部曲客女であるのに、唐代の他の記事にはそれらがあらわれるのは甚だ稀であるということ。浜口重国氏もいわれるように、部曲客女の文字が隋唐時代を通じて私家の賤人に対する法的呼称として用いられたのは疑いえないが、詔勅・法令・籍帳・制度その他、「国家身分」として厳格に表現する必要があるものであればいざしらず、「普通の文章・詩歌等において、部曲客女の語を賤人の呼称として用いた実例は殆ど全くと言ってよいほど見当たらないのである。」⁽¹²⁾ わけても、仁井田陞氏によって唐代の部曲の戸籍であると断定された大谷探險隊の手になる吐魯番発見の戸籍断簡への識認以前には、登籍に及んだ部曲客女をスタイン・ペリオ等の蒐集せる唐の戸籍には一向に見出しえず、或いは通常の良人の戸籍には記載されないものであるかもしれぬという疑すら懐かしめていたのであった。

こうした現存史料の存在状態に対して独特な見方を表明されるのが宮崎市定氏である。曰く、其の一は、あまりに普遍的であったが故に、反って記録に現われなかったのではないか。其の二は、「莊園労働者を部曲とよぶ習慣（同氏に於ては斯く考えられている・山根）」はもと南朝で成立し、それが北周に入り更に唐に伝わったのであって、北方社会においては法制用語の外には一般化しないで終ったのではないか、との二点であった。⁽¹³⁾ 但し、第一点については、部曲に関するかぎり、あまりに普遍的であれば何故に反って記録に現われないのか十分私には理解できないが、万が一そうであってもそのことを実証するのは不可能に近いのではないか。また第二点については、少なくとも「国家身分」としての部曲客女の成立・出現という事態に中国身分法史上における重要な意味を認めておられないという点で私見とは異なる。では、一体どのよう

に考えてみたらよいのか。斯く問題を再提出してみると、一つの参考になりうるのが「唐貞観十一季神州遺僧釈迦道宣紆叙」と記す僧道宣の「量処輕重儀本」のなかの記述であろう。すなわち、

第二部曲者、謂本是賤品賜姓從良、而未離本主、本主身死可入常住、衣資畜産隨身所属不合追奪。⁽¹⁴⁾

とあるのがそれであり、此処には唐の初期の僧としての立場からは「国家身分」たる部曲客女がどう理解されていたかが窺えよう。「衣資畜産の隨身属する所は追奪す合からず」が、部曲に隨身属する所のものについていうのであれば、賊盜律「略和誘奴婢」条の疏文にみえる「良人部曲合有資財」の精神がここにも実現されていたことになる。問題は前半にある。即ち「部曲とは、本と是れ賤品にして姓を賜いて良に従い、而して未だ本主を離れざるを謂い、本主身死すれば常住に入るべし」とあり、倉卒な判断にては部曲＝良であったかの如きである。忽せにできないのは、この記述が僧という特定の社会的経済的立場→論理により濾過されて現われており、勿論、律令の文とは同一視できないことである。そうした点を顧慮すれば、やはり堀敏一氏のいわれたように「それが良人であるかのごとくに説明されているのは、部曲が奴婢の解放過程に成立するものだから」⁽¹⁵⁾と解する他はない。ただ補足して言えば、所与の奴婢制に放賤為良政策をもって臨む国家の意志に対して、特権的奴隸所有者でもある寺觀は可能なかぎり旧来の私的領有権の実質を固守しようと企るのであり、かくて良に為すべくして現実には以前からの実質を最大限に確保しようとする、そうした固有の立場＝論理の赤裸々な反映を道宣の部曲理解に看取しうるのである。同じく道宣の奴婢に関する記述に「若私有奴婢応放令去（割註略）若不放者、作僧祇淨人。」とあるのもそれを裏書するものであろう。すなわち僧道宣という、特権的支配層の論理を体現しえしかも最も教養ある一階層の人の觀念の中でも、国法という厳密な部曲客女の規定は共有されていないであろう。又、全唐文卷982馱名に「対部曲判」⁽¹⁶⁾が収載され、

已男準格、不合取部曲妻。違者被繩訴云、強幹弱枝、窃將益利。未知合利否。

国家每軫納隍，偏憂辺徼，在庸微之俗，隔良賤之婚。千頭之奴，具伝其号，百姓之女，罕聞其卜，故為罔冒取陷刑書。……

という。同巻には他にも「対婢判」「対買奴云是良人判」「対奴判」などがみえ、この点からしても、ここに使用されている部曲字は良賤制上の部曲とみてよいと思う。但、これは闕名であって唐の何時頃の作かも不詳であり、「已男準格，不合取部曲妻。」をどう理解すべきかは今のところ留保したい。とはいえ言えるように思えるのは、「対部曲判」として部曲が部曲妻を娶りうるか否かが問題とされているようであるが（開元25年律疏では部曲は同色の客女とだけでなく良人の女をも妻と為しえたが）、判決の文からみてここでは良人の女を妻と為すことでの部曲妻に焦点が当てられていると思われ、問題提出の文中における「男」（＝部曲）と「部曲妻」とが判決の文中での「千頭之奴」と「百姓之女」とにそれぞれ対応しているようにみえること、である。とすれば、官吏任用試験を準備する意図などから唐代非常に流行した判の製作のやはり一産物ではないかと推測される当該判において、従って文官に職を得ようとするようなレベルの人々においても、「国家身分」たる部曲（客女）はあまり馴染まず、却って「千頭之奴」として奴（婢）などと同一視されているということである。蓋し、厳密な「国家身分」のもとでは一応奴婢と区別され部曲客女身分と把握すべき社会的存在であっても、社会通念では奴婢とさほど違わないものと受けとめられていたからではないだろうか。その意味で、「唐代の人々は、私家の賤人を一々法制上で定められた呼称で呼ぶような面倒はしないで、部曲も私奴婢も、古くから使い慣れた僮・僕・奴婢・奴隸……等の言葉をもって呼んだり記したのである。」^{〔17〕}との浜口重国氏の指摘が極めて重視されるのである。

とはいえ問題はなお残る。そのような部曲客女身分であるのに、どうして律令法典にはあれほど豊見し、然も良人および奴婢などから寧ろ煩瑣にわたる差別規定を設けられねばならなかったのかということ、である。「法律は何といっても、現実社会の反映である。」^{〔18〕}からである。上述のところを踏まえてみたばあい、以下のように考えられるのではないだろうか。

すなわち、部曲客女身分とはいえ社会の現実と無関係に所謂「作られたもの」ではない。先行する魏晋南北朝期における「部曲・衣食客」制の歴史的展開を前提に、それに対する良賤制的政策的対応からの一定の助長・規制の上に再規定＝成立したものである。但しその場合にも、その成立の事情において、良賤制的支配を強固に実現せんとする公的権力により良人の拡大・確保を実現していく為の枢要的身分として機能せしめられようとするのであれば（建徳6年11月詔）、より強く「国家的」性格を具有することにならざるをえない。つまり、良賤制という身分支配の基調を実現する為の政策的対応により密着したものであった点ないしそうした政策の具現とでもいうべきものであった点に、隋唐の部曲客女身分のなによりも本質的な側面があり、事実このような側面が濃厚であったが故に、多様で具体的な在地の実態の関係ならびに社会的通念に対しては、「抽象的」な身分としてのままに馴染むことも少なかったのではなかろうか。部曲客女身分について斯く考えるならば、又、良賤制支配の枠内における良人の維持・確保の政策上、重点の置き方に一定の変動があった場合、それはより直接的には部曲客女に国家が期待する身分的機能での重点移動として、延いてはその身分規定の内容の変動をも齎しうることになるであろう。

部曲客女の来源として、所生の子をめぐるケース等を除けば、④奴婢からの経放により部曲客女が生ずる場合と、③良人の没落過程における過渡として生ずる場合の対照的な二形態があり、それぞれに当該身分に含意せられた異なった身分的機能を看取できる。が、唐「身分社会」の発展如何によっては、社会的現実への対応の点から時々の公的権力の部曲客女を重視するポイントが、④・③いずれに比重を置かざるを得なかったか等々、推移しうる。それが延いては部曲客女の地位にも身分規定の変化として——或いは繁雑さを増しつつ——及ぶこともありうるのではないか、ということである。

Ⅱ 敦煌発見則天時代の律断簡について

周知のようにペリオ敦煌発見にかかる、職制・戸婚・厩庫の三律を内容とす

る断簡、ベリオ漢文文書3252・3608号がある。内藤乾吉氏の「敦煌発見唐職制戸婚廐庫律断簡」⁽¹⁹⁾を基にここで問題となる箇所を写してみると

●諸放奴^{部曲}婢^良為良，已給放書，而還^良庄為賤者徒二年，若庄為部曲及放為部曲，
而^各庄為賤者^各減一等，放部曲為良還^{即庄為部曲及放為部曲而庄為賤者又減一等各還正之}庄為部曲者又減一等●諸冒……，（117行～118行）

とあり，則天文字を含む原文と，その右傍に同じく唐人による原文とは異筆の細文字によって訂正文が加筆されたものである。この律は疏文を伴わない律単行のものであり，又本断簡自身の書写年代については内藤乾吉氏により載初以後神龍以前であると考定され，加筆訂正部分は神龍以後のものと結論されている。因に唐律疏議卷13戸婚上「放部曲為良」条には，

諸放部曲為良，已給放書，而庄為賤者，徒二年。若庄為部曲，及放奴婢為良，而庄為賤者，各減一等。即庄為部曲，及放為部曲，而庄為賤者，又各減一等。各還正之。

とあり，これを断簡の訂正文と比較してみると，「又各減一等，各還正之」として「各」の一字が多いのみであり，訂正文が開元25年律と基本的に一致することは動かない。

ところで以上のような戸婚律断簡の該当箇所がとりあげられる場合，從來⁽²⁰⁾その論点としては(i)原文の律が何年度の律で，加筆訂正後の律が何年度の律に基づくのか，(ii)永徽律疏を継受し，現存するのは養老律であるとされる日本律とのかかわり，(iii)原文と訂正文との間における条文内容の変更は，一步進んで唐の身分制の展開とどんな内在的關係があったのか，という諸点であった。今は(ii)については取置き，(i)と(ii)についてのみ若干ふれておくとして，(i)についてであるが，内藤乾吉・仁井田陞両氏はともに原文を「大体は永徽律と見てよい」こと，「修正は神龍以後のもの」という認識を共有し，加えて内藤氏は「訂正したところは開元二十五年律に合するので，一おう開元二十五年律によって訂正したのかと思われるが，そうと断定する積極的な証拠はない。」とも述べられる。これに対して原文は永徽律以前の律文であり，訂正文を永徽律としたいというのが牧英正氏である。が，同氏の所論には，則天

時代の現行法が則天文字で書いてなく却って則天時代に行なわれていなかった律こそが則天文字で書かれているという猶お重大なアボリアを含んだままである。(iii) については是迄は(i) (ii)にくらべて相対的に議論が未展開な点であるが、ただ内藤・仁井田両氏にあっては俱に唐初には未だ部曲身分が不安定であったからかも知れないとの示唆を与えておられる。既に行論せるところからも自ずから知られるであろうが、今回私が考えてみたと思ったのは主にこの(iii)の点なのである。以下、検討に入ることにする。

そこで原文を旧条文と言い、開元25年律と一致する加筆訂正文を新条文と言って、それぞれ行文の順に配列し、もって図示して対比するなら次のようになる。(猶お①②……のケースについては、①～⑤のケースがすべて出揃う新条文の場合を基準に番号をうった。)

新旧条文对照图

		旧 条 文 (A)				新 条 文 (B)				
ゲース		③	④	⑤	②	①	②	③	④	⑤
新旧の身分 ↑ 放 庄 ↓	良	↓	↓		↓	↓	↓	↓	↓	
	部曲		↓		↓		↓		↓	
	賤	↓		↓		↓		↓		↓
罪の重さ		徒二年	徒一年半		徒一年	徒二年	徒一年半		徒一年	
罪の重さの移動 (Bマイナスイ)		○	○	○	○	新設 新条文にて	(+) 半年	(-) 半年	(-) 半年	(-) 半年

上図をみて検討するとして、直ちに会合うのが浜口重国氏の見解である。即ち同氏は、「修正前の文章に誤写があり、修正後の文章の方を正しいものとすべき」であって「両方とも正しい文章とみるのが誤解の源である」⁽²¹⁾といわれる。つまり内藤・仁井田両氏及び牧氏とは、そもそも史料としてのこのペリオ文書に対する位置づけの点で見解が全く異なる訳である。その意味で浜口氏にとっては当該律断簡が前三氏のように重視されるものではなく、更に進ん

でここから部曲身分の在り方の歴史的推移を問題とすることなどできないことになる。

浜口氏が原文は誤写であろうとされる直接の論拠は大略次の二点であろう。⁽²¹⁾第一に、唐の部曲客女が法規定上、唐の初期、或いは隋代から開元まで総べての点で一定不動であったかどうかは、今後の研究課題となりうる。が、本断簡146～148行に開元25年戸婚律「以妻為妾」条と同文が見え、これは本断簡の最初の書写時点で、既に部曲客女と私奴婢との等級の上下が確定していたことを示す。第二に、訂正文には存在する部曲を一旦良人とした後ち圧して奴婢とした場合〔ケース①〕の規定が原文にないのは明瞭に誤脱であり、且つ原文で③のケースが罰則の標準となっているかの如きであるのは疑もなく文章の誤脱の結果であろう。——というものである。また一方で、そのような誤記・誤脱が何故生じたのかは考証する要はないし、考証することも困難である、ともいわれている。⁽²²⁾となれば、浜口氏の誤記・誤脱説に論拠を提供した該当箇所が果たしてそのように考える以外に解釈不可能か否かの吟味が、史料解釈的には寧ろ積極性をもって、猶お残っていることになる。

まず第一の点についてであるが、仮りに①のケースを例にとろう。「放」に伴ない部曲から一旦良人と為し後ちに「圧」して良人から賤（奴婢）と為す場合である。ここで放・圧両過程を間断のない一連の行程としてみることはできず、放過程での起点は部曲で終点が良人であり、従って続く圧過程での起点は良人で終点が賤ということになる。そして、身分差を云々するかぎりでお立ち入ってみるなら、身分制に関するこうした規定の内部には、「放」の起点たる身分のそれ自身がもつ身分的上下、「放」での起点たる身分と終点たる身分との相対的比較としての身分的上下、「放」では終点・「圧」では起点たる身分のそれ自身がもつ身分的上下、「圧」での起点たる身分と終点たる身分との相対的比較としての身分的上下、「圧」の終点たる身分のそれ自身がもつ身分的上下、「放」の起点たる身分と「圧」の終点たる身分との相対的比較としての身分的上下ひいては「放」と「圧」との全体的な落差の軽重等々、これらの諸契機が内在しているのを見出しうる。とすれば仮令、既に部曲客女と私奴婢と

の等級の上下が確定していたからといって、その身分差が個々の条文規定に反映する仕方は一律に通りでしかないとはいえないのではないか。国家の身分政策の推移如何によっては、前にみた諸契機に対する比重の重点移動が、従って延いては規定そのものの部分的変更・配置替えに結果することは十分ありうるように思われるからである（具体的には後述する中で示したい）。こう考えてくると浜口氏の挙げられた第二の論拠、すなわち訂正前の文章にはのケースの規定がないというのも、それ自身から明瞭に誤脱であるとの結論を得るのは早計のようにみえてくる。本断簡全体の中でも部曲に関する規定の修正が最も大きく目立っていること、又誤脱というには、ここでの旧条文そのものが体系的でありすぎることなど、私には無視しえないように思われるのである。

では具体的に旧条文をみてみよう。これは③④⑤②の構成をとっていて、新条文との対比からも明瞭のように、(イ)条文全体の編成において③の規定が基軸となっており、罰則についてもそれと対応して首尾一貫していること、(ロ)新条文には存在する①の規定が見えないこと、に大きな特徴が見出せる。(イ)についてより詳しく言えば、ここから看取できる国家権力の着目の仕方は、③④⑤の配列からしてまずは奴婢から良人への「放」に対する重視であり、⑤と②の位置関係からみて矢張奴婢からの「放」に対する重視である。こうした基調をふまえれば、③④の配列順と罪の重さの違いは、「圧」の終点における奴婢と部曲の身分差から説明でき、④⑤の配列順と罪の重さの同等であることは、「放」の終点における良人と部曲の身分差からと・経放して奴婢を脱した存在を再び奴婢に戻すことだけは最低限回避しようとする点での国家の関心の深さから理解しうる。⑤②の配列順と罪の重さの違いは（或る意味で旧条文に貫徹する基調を最も如実に表現しているのであるが）、部曲からの経放よりも奴婢からの経放に対して・経放後に良人から部曲へ戻すのを禁ずる以上に部曲から奴婢へ戻すことを禁ずることにに対して並々ならぬ関心があったと理解することで十分に説明できる。かく考え、こうした脈絡に位置づけるなら、もう一つの特徴——(ロ)新条文には存在する①の規定が見えないことにも却って積極的な意味が認められよう。そこで、関連して想起されるのが、前にふれた建徳6年11月詔

などのしめす内容である。

つまり、旧条文が反映している「身分社会」とは、国家の第一義的関心が在地に広く存在している私的奴婢制を解体・「克服」することであり、然もそれを放賤為良として推進していくとき「若し旧主人の猶お須らく共居すべくんば、留めて部曲及び客女と為すを聴す」とて、現に公的権力と奴隷主との他ならぬ公認の妥協形態として部曲客女を発生させた。そのような歴史的背景で元来妥協形態の中に成る部曲客女であれば、その実質は猶お奴婢のやさであり、既にひとたび部曲客女として確定した後、主人による更に新たな「放」の下での良人化は偶然事にすぎない、総じて部曲客女からの「放」は稀有な例に属するような――、こうした段階にあったもののように思われる。旧条文に、国家による部曲身分への相対的軽視の観が窺えるのはその意味では当然であり、②を⑤の後に置き、あまつさえ①を欠いていたのも頷けるのである。とすれば唐初、このような「身分社会」段階を反映した律がなお行なわれていたことにもなるう。

これと対照的なのが、開元25年律と一致する新条文である。新条文では①②③④⑤の構成をとって、(イ)条文全体の編成においては①の規定が基軸となっており、(ロ)然もその①は新条文で初めて現われ、罪の重さは徒二年でひとり最重であること、(ハ)旧条文での配列③④⑤・②は、②が制裁を徒半年分加重されたほか③④⑤が徒半年分を逆に各軽減されて②・③④⑤へと編成替えを受けていること、等が大きな特徴として見出せる。上記(イ)～(ハ)から看取しうる国家権力の関心の在り方は、何よりも部曲から良人への「放」に対する重視であり、然もその場合、③④⑤・②→②・③④⑤の編成替えに加えて筆頭に①が新設されたこと等からみて、就中「放」の起点たる身分の身分的上下(部曲か奴婢か)という契機が固有な比重をもって条文全体を規制しているのを認めうる。新条文のこうした基調の下に、①②の配列順と罪の重さの違いは、「庄」の終点における身分の身分差ないし「放」「庄」の落差の大小によって説明でき、②③の配列順と罪の重さの同等であることは、「放」の起点たる身分の身分的上下と・加えて部曲からの「放」への重視がここでの基本だとはいえ当時猶お奴婢か

らの「放」にもそれなりに関心が払われねばならなかったということとから説明しうる。又、旧条文(③④⑤②)から新条文(①②③④⑤)へと、③④⑤の内部に編成替えを受けていないことは、新条文ができるに当たって、蓋し奴婢からの「放」を重視するという旧条文での基調が、部曲からの「放」を重視するという新条文の基調の下に其の儘で単に二次的に従属させられるに至ったからなのであり、従って③④⑤相互の関係の説明については、旧条文のときに述べたことがここでも基本的に生きることになる。では、新条文におけるこうした変更が齎されたのはどんな事情によるのだろうか。想起すべきなのは恐らく、前掲した咸亨元年・4年史料が語るところの内容などであろう。

つまり新条文で、①を新設して、基調が部曲からの「放」に対する重視に転換するなどは、旧条文に徴せば、部曲から良人への「放」の事実に対する重視でこそありうる。従って、そこには、部曲の名目により国家に把握される社会的存在の多くが、既に良人への「放」を現実化しうるような又せねばならないような性格のものによって次第に占められてきたという事情が推察される。だがその場合、奴婢からの不徹底な「放」の結果生じた部曲客女にもそうした部分がいくはなかったであろうが、新条文でなお奴婢からの「放」がそれなりに重視されているのを見ると、或いは、既に良人からの没落の過渡過程に発生する部曲客女の増加の点に、その主要な原因を見出すべきではないかという可能性を残している。

おわりに

唐の良賤制支配のなかにおける、部曲客女の身分的機能の推移如何を軸に、これまで私は述べて来た。史料の現存には大きな制約を与えるものであった一方、良賤制においては重要な位置を占めた「国家的」部曲客女身分とは、歴史的 성격の一端を上のような点にもっていたのではないかと考えるのである。

と同時に、かの敦煌発見則天時代の律断簡が旧条文と新条文との間で齎している変更の内容を検討してみて、其の変更の事実自身に、部曲客女の身分的機能が推移した足跡を、矢張積極的に看取すべきであろうと考えられる。

(注)

- (1) 拙稿「唐における良賤制と在地の身分的諸関係」『歴史学研究』別冊『民族と国家』, 1977年。
- (2) 堀敏一氏によれば、部曲客女は均田制という支配体制と相即的につくり出された身分、として位置づけられている。同『均田制の研究』, 岩波書店, 1975年, 399頁。
- (3) 『周書』巻6, 武帝下。
- (4) 堀敏一『均田制の研究』, 岩波書店, 1975年, 388～391頁。
- (5) 仁井田陞『唐令拾遺』, 東方文化学院, 1933年。東京大学出版会, 1964年覆刻。本稿での唐復原文はすべてこれによる。
- (6) 『冊府元龜』巻46, 帝王部, 仁慈, の記事によれば, 文宗の太和8年2月詔では, 「蘇州大水饑饉之後」の処置に際し, 富家が編戸の男女を賤と為すことを聴している。
- (7) 当該条文はペリオ3608号の戸婚律断簡にあるものと基本的に一致する。
- (8) 文面からみれば, 当該条が「養子捨去」条であり, 疏文に「異姓之男, 本非族類, 違法収養, 故徒一年。」とか「……故雖異姓, 仍聽収養, 即從其姓。」とかあって, 純法理的には「其遺棄小兒, 年三歳以下」で異姓の家に収養される者がひきつづき良人であるべしと考えられていたことは恐らく疑いないのであろうが。
- (9) 宮崎市定「部曲から佃戸へ(上)」『東洋史研究』, 第29巻第4号, 1971年, 65頁, の註⑥によれば, この及字は明かに充字の誤りであるといわれている。
- (10) 註⑥に同じ。
- (11) 浜口重国『唐王朝の賤人制度』, 東洋史研究会, 1966年, 71頁。
- (12) 同上, 354頁。
- (13) 宮崎註(9)論文, 37頁。
- (14) 大正新修『大蔵經』, 1927年。
- (15) 堀敏一前掲書, 390頁。
- (16) 『文苑英華』巻531, 商賈賃, も同文。
- (17) 浜口重国前掲書, 353～354頁。
- (18) 宮崎市定前掲論文, 36頁。
- (19) 同『中国法制史考証』, 有斐閣, 1963年, 所収。(原載は1958年)。
- (20) 内藤註(9)論文。牧英正「戸婚律放家人為良還庄条の研究」『法学雑誌』, 第9巻第3・4号, 1963年。仁井田陞「敦煌発見則天時代の律断簡——日本と唐の奴隸解放撤回に対する制裁規定」『中国法制史研究・法と慣習』, 東京大学出版会, 1964年, 所収。
- (21) 浜口重国前掲書, 90～91頁。

(筆者の住所: 埼玉県北本市東間136)